一　公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの住所
(一)　変更前の住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
(二)　変更後の住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号
二　差止請求関係業務を行う事務所の所在地
(一)　変更前の所在地　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
(二)　変更後の所在地　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号
三　変更を行った年月日　平成二十八年四月十一日

○外務省告示第百九十九号

平成二十八年五月十九日にイスラマバードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十八年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパキスタン・イスラム共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十二億九千万円（六、二九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポリオ撲滅計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、パキスタン・イスラム共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利から一・〇パーセントを減じたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、パキスタンの実施機関が供給者に対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パキスタン・イスラム共和国政府は、3(1)に規定する生産物がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物の供給に関連してパキスタン・イスラム共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパキスタン・イスラム共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パキスタン・イスラム共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパキスタン・イスラム共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　パキスタン・イスラム共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく計画の実施に当たり、計画の実施に従事する者及びパキスタン・イスラム共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　パキスタン・イスラム共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年五月十九日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国
財務・歳入・経済・統計・
民営化省経済担当次官補
アンジュム・アサド・アミン

日本国特命全権大使　倉井高志閣下

○外務省告示第二百号

平成二十八年五月十八日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成十八年三月二十四日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになったゴール港開発計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年五月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十八年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百一号

平成二十八年五月二十二日にダッカで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億九千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　渡邉正人在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　モハマド・メジバフッディン財務省経済関係局上級次官

平成二十八年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二号

一　次に掲げる各国の政府は、平成十年七月十七日にローマで作成された「国際刑事裁判所に関するローマ規程」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

バングラデシュ人民共和国　平成二十二年三月二十三日

セーシェル共和国　平成二十二年八月十日